

# 農業委員会総会議事録

(令和5年7月10日開催分)

熊本市農業委員会



事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るにあたり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、7番の林田智博委員と8番の杉本守委員を、書記に事務局の有田みゆき主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、非農地証明願までの9件です。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請18件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、自家消費目的の所有権移転に伴う申請です。譲受人は、現在所有の農地で自家消費用の露地野菜を作付されているとのこと。申請地には、ジャガイモ、大根、タマネギ等の露地野菜を作付される計画です。

2番と3番は関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分空間使用貸借権設定のための更新3回目の申請です。太陽光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから3条許可を必要とされるものです。申請地には、現在、ミョウガを作付されております。なお、支柱等の部分については、同時に5条も申請しております。

以上3件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、申請地には、ブルーベリー、ミカン、キュウリ、里芋、カボスを作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

5番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は会社員で、申請地には、キャベツ、枝豆、白菜、ピーマン、トマト、トウモロコシ、オクラ、ネギを作付される計画です。譲受人に先日の地区委員会に出席していただき、営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま4番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている専業農家で、申請地におきましてもミカンを栽培される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、8番。

#### 7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、新規就農による使用貸借権設定の申請です。借受人は、許可後、申請地でメロンを栽培される計画です。借受人に、先日の地区委員会に出席いただき営農計画等の聞き取りを行った結果、今回の申

請については何ら問題ないものと判断いたしました。

9番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びメロンを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

10番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

11番につきましても、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及びミニトマトを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま8番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、12番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

12番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

13番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は、夫が運営する非営利団体の社会福祉施設に勤務されており、許可後は施設利用者の方も農作業に参加して、露地野菜を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま12番から13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、14番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

14番から18番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、第三者へ贈与のため所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、スイカ、ナシなどを栽培される専業農家で、申請地には、許可後、水稻、モチノキを作付される予定であります。

15番は、兄から弟へ贈与される所有権移転の申請であります。譲受人は、露地野菜を栽培される兼業農家で、申請地には、許可後、カライモを作付される予定であります。

16番と17番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、露地野菜などを栽培される専業農家で、許可後、両方の申請地には水稻を作付される予定であります。

18番は、子へ贈与のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、飼料米、ナスなどを栽培される兼業農家で、申請地には、許可後、水稻を作付される予定であります。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま14番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。  
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いします。

## 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

1番と2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、当初計画者が都合により事業の必要がなくなったことから、継承者が申請地を取得し、車両置場などとして利用するための事業計画変更承認申請をされるものです。なお、同時に所有権移転のため、第4号議案の9番、10番で5条の転用許可申請をされております。

今回の申請地2筆は、平成13年に個人住宅を建築するため、農地法第5条の許可を受けておられます。当時の申請理由は、2番の当初計画者のご主人が病気を患っておられたため、自然環境に恵まれた場所で療養されたいということから、申請地に住宅の建築を計画され、農地法第5条の許可を得られていたものでした。また、1番の当初計画者については、2番の当初計画者の姪にあたられる方で、叔母夫婦から隣に家を建てて療養のサポートをしてもらえないかとお願ひされ、同じく住宅建築の許可を得られたものです。

ところが、許可後、間もなくご主人の病状が悪化されたことから、住宅建築をしばらく見合わせておられましたが、その後も病状は回復しないまま、平成20年に亡くなれております。これにより、当初の目的であった住宅建築の必要がなくなり、その後は手つかずのまま今日に至ったという状況です。この間に、年に3回ほど自ら草刈りを行うなど、申請地の管理に努めてこられました。近年は、高齢となり、作業を業者に委託されているような状況で、経済的にも負担が大きく、できれば処分したいと考えておられました。そのような折、継承者である譲受人から、資材置場、車両置場などとして利用したいとの購入の申入れがあったため、今回申請されたものです。

申請地につきましては、中山間地の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地と判断され、土地の選定にあたっては、農地以外の土地など代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて742㎡を建設資材置場、業務用の車両置場、重機置場のほか通路として利用する計画で、転用面積は適正なものとして判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、事業の内容、周囲の状況から周辺の営農に影響を与えることもないものと思われまふ。工事は令和6年6月1日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会において協議した結果、今回の事業計画の変更については、計画どおり事業達成ができなかったことが当初計画者の故意や過失によるものでないこと、また、変更後においても事業が確実に実施されること並びに変更により周辺農地への影響はないことが認められることから、特に問題ないものと判断いたしました。あわせて、変更後の事業計画についても、転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請1件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

## 20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

1番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も同地域内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地も含めた代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、駐車場として整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守するための始末書の添付がされております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの

協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請34件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

#### 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、個人による所有権移転に伴う通路への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積4.33㎡を墓地への通路の一部として使用する計画で、やむを得ないものと判断されます。申請地は、昭和54年頃から近隣所有者の土地とともに通路として使用されており、当時の所有者であった申請人の父親が手続を失念していたため、今後は手続を怠らないようにする旨の始末書が添付されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果がございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

## 17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番から5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番と5番は関連で、不動産業及び太陽光その他エネルギーによる発電・売電事業を営む法人が賃借権設定による営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う更新3回目の一時転用の許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の広がりのある農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置等の一時転用に該当するものとして、不許可の例外に該当するものと判断いたしております。

土地利用計画は、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する事業計画です。2番の設備の内容は、高さ1.8mから2.33mの支柱を立て、太陽光パネル380枚、発電量99.18kw、遮光率は97.5%で、パネルの直下面積は646㎡、支柱面積などの転用面積は10.8268㎡です。5番の設備の内容は、高さ1.8mから2.33mの支柱を立て、太陽光パネル300枚、発電容量78.3kw、遮光率97.6%で、パネルの直下面積は515㎡、支柱部分などの転用面積は8.259㎡です。

2番、5番とも太陽光パネルの下部においては、ミョウガを生産されていますが、本年3月の農作物の生産に係る状況報告においても、地域の平均的な単収300kgに対して単収371.1kgで123.7%であり、知見を有する者からの意見書においても、収量の確保は十分であるとの意見でした。また、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に転用実行者の責任と費用によって当該設備を解体・撤去する旨の確約書の提出がなされております。また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上のことから、一時転用期間の3年間の更新は適当であると判断しました。

3番と4番は関連で、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定にあたって代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、総転用面積1,980.1㎡を建築条件付売買予

定地として8区画と、敷地内に新設する道路及び住宅予定地に接道する道路の拡幅部分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出済みとのこと。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいま2番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、2番と5番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。  
次は、6番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、所有権移転による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積240㎡に農家住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年2月29日までを予定されており、許可後は、速やかに

着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、7番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

7番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番と8番は関連で、宗教法人が所有権を移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、経営する墓地の周辺で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1,000㎡を参拝者用の駐車場15台分のほか、通路、転回スペースなどとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたしました。資金計画、排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から、周辺農地への影響もないものと思われま。なお、申請地には、以前、農地以外の目的で利用された経緯があり、その後、農地に復元されないままの状態となっていることから、今回の申請にあたっては顛末書が提出されております。工事は令和6年7月17日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番、10番は、先ほど2号議案でご承認いただきました事業計画変更承認申請と同時に申請されたもので、建設業を営む個人が所有権を移転し、資材置場、車両置場並びに重機置場へ転用する申請です。農地区分は、中山間地の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあた

っては、農地以外で代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地2筆、合わせて742㎡を建設資材置場、業務用の車両置場、重機置場ほか通路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画等に問題はなく、事業の内容、周囲の状況から、周辺の営農に影響を与えることもないものと思われます。工事は令和6年6月1日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い協議した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま7番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番から20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

11番から15番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積4,627.06㎡、転用面積3,623.85㎡に建築条件付売買予定地15区画及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

16番は、所有権移転による農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積165㎡にトラクター、トラック、田植機等の農業用資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に農業用資材置場として利用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

17番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,318㎡に建築条件付売買予定地5区画及び道路、ごみ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

18番、19番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積2,916㎡に建売住宅、木造2階建て12棟及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和6年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

20番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地

区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積486㎡に建売住宅、木造2階建て2棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和6年7月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上10件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま11番から20番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
なお、11番から15番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、21番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

21番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、総合設備業を営む法人が賃貸借権設定による工事用の事務所及び資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供用するために行うものに該当すると判断されます。また、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地が

なかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、賃借人は近隣地区の熊本市発注の上下水道工事を請け負っており、申請地に仮設プレハブハウス2棟、山砂、砕石等の資材置場として利用する計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。また、農用地区域内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。工事期間は令和5年7月31日までを予定しており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、一時転用期間は令和5年12月末までの予定で、期間終了後、農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。

22番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、66.24㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への申請中とのことです。工事期間は令和6年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番と24番は、建設業を営む個人が土木事業拡大するため、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積931.49㎡に従業員等の駐車場計34台として利用される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

25番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、

申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟134.34㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しが送付されております。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、内装業を営む個人が所有権移転し、資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、譲受人は内装業を営んでおり、申請地に足場資材、各種ボード類の置場を整備し、自身が経営する法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま21番から26番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、27番。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

27番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、所有権移転し、車両置場へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地3筆1,084㎡を車両置場として利用さ

れる計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われ  
ます。工事は令和5年8月31日完了予定で、許可後、速やかに着手さ  
れることを確認しております。

28番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区  
分は、申請地からおおむね300m以内に熊本西環状道路の出入口が  
あることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地281㎡に木造2階建て住宅1棟を建築さ  
れる計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給  
排水計画等に問題はなく、周囲の状況から、周辺農地への影響もない  
ものと思われ  
ます。開発許可が必要になりますが、事前審査回答済み  
で、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和6年12  
月25日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認して  
おります。

29番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場へ転  
用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小  
集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定  
にあたっては、代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土  
地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3筆1, 127㎡に山砂、碎石等の土木資  
材置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたしま  
す。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況、事業の内容か  
ら、周辺農地への影響もないものと思われ  
ます。工事は令和6年3月  
30日に完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認して  
おります。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した  
結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は  
妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願  
いいたします。

議 長 ただいま27番から29番について地元委員よりご報告がございま  
したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
次は、30番。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

30番から34番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番から32番は関連で、不動産売買業等を営む法人が所有権を移転し、建築条件付売買予定地に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、条件に合わず、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地6筆、総転用面積3,519㎡に建築条件付売買予定地10区画のほか、道路、公園などを整備し利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みはあるものと判断いたします。工事は令和7年5月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

33番は、土木工事業を営む法人が所有権を移転し、資材置場及び駐車場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、同意が得られず、また、事業所から近いため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地365㎡に重機等の車両置場や、山砂、碎石などの土木関連資材置場に予定されており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は令和5年12月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

34番は、個人が所有権を移転し、貸資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、譲受人が隣接する宅地を購入する際に申請地も譲受けるもので、勤務するリサイクル会社の貸資材置場に最適のため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地230㎡、他地目含む総事業面積410㎡

に貨物運搬用のパレット台置場、車両駐車場及び転回スペースに利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から、周辺農地への影響もないものと思われま。工事は令和5年10月30日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま30番から34番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、30番から32番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第5号議案、第6号議案及び第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第5号、第6号及び第7号議案は関連ですので、併せて説明をさせていただきます。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）について説明します。議案書17ページとなっています。

初めに、所有権移転ですが、明細は、18ページの1番から27ページの17番まで、合計17件です。公社からの売渡しと買入れとなっています。面積は、17件合わせまして、田4万9,831㎡、畑1万779㎡の合計6万610㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は、28ページの18番から35ページの29番までの合計12件です。契約期間別では、6年未満が8件、10年以上が4件で、面積は、12件合わせまして、田4万3,367㎡、畑2万1,358㎡の合計6万4,725㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、果樹、露地野菜、施設野菜です。

次に、再設定分です。明細、35ページの30番から43ページの51番までの合計22件です。契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が6件で、面積は、22件合わせまして、田4万5,855㎡、畑3万6,542㎡の合計8万2,397㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、果樹、飼料作物、露地野菜、施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。44ページご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は、45ページの1番から53ページの27番までで、契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が17件です。面積は、27件合わせまして、田6万859㎡、畑9,661㎡の合計7万520㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、畑作物、果樹を予定しています。この案件については、全て一括方式となっています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

最後に、第7号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明します。

これは、更新、再配分、賃借権等による権利移転の取扱いです。明細については、議案書54ページ1番から56ページ8番までの8件です。権利の種類は、賃借権設定が5件、使用貸借が3件となっています。なお、この農用地利用集積等促進計画（配分）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村はこの計画について農業委員会の意見を聴くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

第5号、6号及び第7号議案については以上です。

議 長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第5号議案及び第6号議案につきましては、各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしております。また、第7号議案の農用地利用集積等促進計画（配分）についても、第5号議案及び6号議案と併せて地区委員会での確認が行われており、この計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聴取するものとなっております。以上の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地2筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のための必要とする証明の願いです。願出人は、花卉を栽培されている農家で、対象農地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明の交付については何ら

問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第9号議案、非農地証明願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、願ひします。

#### 17番 眞鍋宣孝委員

　　17番委員、眞鍋です。

　　1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　申請地について、昭和23年当時の航空写真及び地元住民からの証明により、山林として利用されていたことが確認されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と判断いたしました。

　　以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付に何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。

　　次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から10番までの合計87件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 次に、次第6のその他です。委員の改選について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、私のほうから。

お手元に裏表で「農業委員の任期満了に伴う改選について」と、裏面が「農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選について」という紙があるかと思います。それをお願いいたします。

それでは、農業委員の任期満了に伴う改選について、まずご説明させていただきます。

1番の概要でございますが、令和6年4月14日で任期満了となりますため、公募を行うとともに、熊本市農業委員選定委員会を開催しまして、農業委員の候補者を選定するものでございます。なお、農業委員の任命は、議会に同意を得て市長が任命するため、令和6年第1回定例会において人事案件として提案をいたします。

次に、2の募集人員でございますが、熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例第2条の規定によりまして、24名となっております。

3のスケジュールでございますが、記載のとおり7月から8月にかけてまして推薦団体等へ通知をするとともに、市のホームページや市政だより等に掲載をしているところでございます。

9月の1か月を農業委員の候補者の公募受付期間としまして、10月に農業委員選定委員会を開催しまして、11月から12月にかけてまして候補者の選定を行い、令和6年第1回定例会に人事案件として提案しまして、令和6年4月に農業委員の任命式後に任期開始となるスケジュールでございます。

続きまして、裏面をお願いいたします。

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選については、1の概要でございますが、農地利用最適化推進委員につきましても、令和6年4月14日で任期満了となりますため、農業委員会が公募を行うとともに、農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しまして、農地利用最適化推進委員候補者を選定するものでございます。なお、農地利用最適化推進委員の委嘱は、改選後の農業委員で構成する農業委員会で行うこととなります。

2の募集人員でございますが、先ほど言いました農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第3条の規定により

まして48名となっています。各地区の内訳につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。

3の委嘱までのスケジュールでございますが、基本的に農業委員と同様でございます。12月の選定委員会候補者選定まで行いたいと考えておまして、推進委員につきましては、令和6年4月の改選後の農業委員で構成する農業委員会で委嘱することとなっております。

説明は以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。何でも結構でございます。

一　　同　　（発言する者なし）

議長 　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

　　よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉　　会　　午後4時10分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年7月10日

議 長 福原 幸一

署名委員 林田 智博

署名委員 杉本 守

書 記 有田 みゆき